2　平成二八年一月一日前に本人口座又は本人証券口座を開設した居住者等が、平成三一年一月一日以後最初に国外送金等をする日等までに、当該本人口座又は本人証券口座を開設している金融機関等の営業所等の長に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、次の措置を講ずることとした。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二五条関係）

㈠　告知期限を三年延長する。

㈡　金融機関等の営業所等の長が番号未告知者の個人番号を振替機関から提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融機関等の営業所等の長に個人番号の告知があったものとみなし、当該番号未告知者は当該金融機関等の営業所等の長の告知事項の確認を受けたものとみなす。

一七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第七四号）（内閣官房）

1　平成三一年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第七五号）（内閣府本府）

1　大臣官房に公文書監理官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第八条関係）

2　本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

3　大臣官房に置かれる参事官のうち一人の設置期間を平成三三年三月三一日までとすることとした。（附則第八条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。ただし、2については、同年七月一日から施行することとした。

◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第七六号）（宮内庁）

1　長官官房に、公文書監理官一人を新設することとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第七七号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房に公文書監理官一人を置くこととした。（第六条関係）

2　事務総局の官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第六条関係）

3　その他、所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第七八号）（個人情報保護委員会）

1　個人情報保護委員会の事務局に公文書監理官一人を置くこととした。（第二条関係）

2　個人情報保護委員会の事務局に置かれる参事官を四人とすることとした。（第三条関係）

3　総務課の所掌事務及び参事官の職務に係る規定を一部変更することとした。（第四条及び第五条関係）

4　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第七九号）（消費者庁）

1　公文書監理官一人を置くこととした。（第三条関係）

2　消費者教育・地方協力課の所掌事務を変更し、地方協力課に名称変更するとともに、消費者教育推進課を新設することとした。（第四条、第八条及び第九条関係）

3　新たに参事官一人を置くこととした。（第四条及び第一四条関係）

4　この政令は、平成三一年七月一日から施行することとした。ただし、1については、同年四月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（総務省）

1　大臣官房に公文書監理官を設置することとした。（第一八条関係）

2　大臣官房政策評価広報課の所掌事務の一部を大臣官房総務課に移管することとした。（第二二条及び第二五条関係）

3　自治行政局行政課及び住民制度課の所掌事務の一部を同局市町村課に移管することとした。（第四六条、第四七条及び第四七条の二関係）

4　自治行政局に参事官一人を設置することとした。（第四五条、第四八条及び第四九条の二関係）

5　統計局統計作成支援課の所掌事務の一部を同局統計利用推進課に移管することとした。（第一二条及び第一三条関係）

6　統計局統計作成支援課の課名を「事業所情報管理課」に、同局統計利用推進課の課名を「統計情報利用推進課」に変更することとした。（第一一〇条関係）

7　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。ただし、4については、平成三一年七月一日から施行することとした。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第八一号）（法務省）

1　出入国在留管理庁の設置に伴う規定の整備関係

㈠　入国管理局を廃止することとした。（第二条第一項関係）

㈡　大臣官房並びに大臣官房秘書課及び人事課の所掌事務を変更することとした。（第三条第一項、第一四条及び第一五条関係）

㈢　大臣官房に置かれる審議官の定数を一人減員することとした。（第一一条第一項関係）

㈣　入国管理局に置かれる参事官一人を廃止することとした。（第一二条第一項関係）

㈤　出入国在留管理庁に次長一人を置くこととした。（第六八条関係）

㈥　出入国在留管理庁に審議官二人及び参事官一人を置き、それらの職務について定めることとした。（第六九条及び第七〇条関係）

㈦　出入国在留管理庁に出入国管理部及び在留管理支援部を置き、それらの所掌事務について定めることとした。（第七一条～第七三条関係）

㈧　出入国在留管理庁出入国管理部に出入国管理課、審判課及び警備課を、同庁在留管理支援部に在留管理課、在留支援課及び情報分析官をそれぞれ置くほか、同庁に総務課及び政策課を置き、それらの所掌事務等について定めることとした。（第七四条～第八二条関係）

㈨　出入国在留管理庁の地方支分部局に関する規定の整備を行うこととした。（第八三条～第八五条関係）

2　公文書監理官の設置関係

㈠　大臣官房に公文書監理官一人を置き、その職務について定めることとした。（第一一条第一項及び第三項関係）

㈡　大臣官房に置かれる参事官の定数を一人減員することとした。（第一二条第一項関係）

㈢　公安調査庁に置かれる総括整理職の定数を一人増員することとした。（第九一条関係）

3　施行期日

この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇財務省組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（財務省）

1　大臣官房に置く参事官一人を廃止し、公文書監理官一人を設置することとした。（第一一条及び第一二条関係）

2　財政投融資に関し理財局が所掌する事務について、その円滑な遂行を図るため、理財局内の各課における分担を変更することとした。（第四九条、第五〇条及び第五四条関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第八三号）（厚生労働省）

1　職業安定局雇用開発部を廃止し、同局の所掌事務を変更することとした。（第二条、第八条、第七三条～第七五条及び第七八条～第八四条関係）